

評価勘定と利息法で償却される社債発行費に関する 一考察

著者	稲場 建吾
雑誌名	川口短大紀要
巻	31
ページ	1-15
発行年	2017-12-25
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00001115/

評価勘定と利息法で償却される 社債発行費に関する一考察

稲 場 建 吾

I はじめに

評価勘定とはどのようなものであろうか。1つのものに対して、名目上の価額と実質上の価額とが存在する場合に、複式簿記の構造上でその両方を表そうとした場合の工夫といえる。では、複式簿記の構造上で名目上の価額と実質上の価額とがどのように表現されるのか。それは、名目上の価額を表示しつつ、実質上の価額までの差額を併記することで、間接的に実質上の価額を表すという表記の仕方である。評価勘定には、貸倒引当金、減価償却累計額などがあり、以前には、異論はあるかもしれないが、社債発行差金などがあつた。本質的な役割は、名目上の価額と実質上の価額の調整といえよう。

本来であれば、このような評価勘定などは使用せず、直接、実質上の価額にしてしまえば、単純化されてよいと思われる。とはいえ、評価勘定を使用してまで、名目上の価額を表示する意味はどこにあるのかといわれれば、実質上の価額が客観的ではないからということであろう。

また、評価勘定の割引手形や裏書手形勘定を使用して、受取手形の名目上の価額をわざわざ表示することは、名目上の価額に貸倒引当金を設定するという条件の時などには有用である。

従前は、評価勘定についてはこれぐらいの理解でよかつたようにおもわれるが、近年、評価勘定に対して別の視点が加わつたようにおもわれる。それは、キャッシュフローを割り引いて求める現在価値の額を実質上の価額とすることに起因している。

そこで本小論では、キャッシュフローを割り引いて求める現在価値の額を実質上の価額とみなす場合の評価勘定について考察しようとおもう。考察対象としては、社債発行差金、貸倒引当金、および、評価勘定ではないのではあるがその計算思考としては同じであると考えられる繰延資産の社債発行費とする。

この場合の評価勘定の必要性を検討する。

II 社債発行差金

現在では制度としては認められていないが、以前は社債発行差金という繰延資産が使用されていた。社債発行差金は、「社債をその券面額未満の価格で発行したときの割引額，または券面額を超える価格で発行した場合の割増額のこと」とされていた（醍醐，2004年，p.158）。この社債発行差金に対しては2つの見解があった。一つは社債発行差金を長期前払利息として見る前払利息説。もう一つは「社債発行差金を社債の実質的な債券額を表すための評価勘定」として見る評価勘定説である（醍醐，2004年，p.159）。

醍醐聡教授は、社債発行差金は評価勘定と理解する方が的確と述べられている。その考えをあきらかにするために設例を作成されている。

そこで、醍醐教授がどのような考え方から社債発行差金を評価勘定ととらえたのかを見てみようとおもう。そのため醍醐教授が作成した社債発行差金の設例をとり上げようとおもう。

醍醐教授の設例（醍醐，2004年，pp.160-163）

A社は19×1年4月1日に年利率4.5%、償還期限3年の条件で券面額10,000万円の社債を発行した。このときの市場利率は5%であった。この社債の理論上の発行価格は総額でいくらになるか。また各年度末決算時の社債発行差金の理論上の要償却額はいくらになるか。なお、毎期の利払いは決算日になされるものとする。

醍醐教授は、まず、市場利率5%で発行した場合の元利のキャッシュフローの現在価値と、応募条件の利率（以下、契約利率という）4.5%で発行した場合の元利のキャッシュフローの現在価値との比較表を作成する（図表1参照）。その表の説明として、「上段の数値は、市場利率にもとづく利息の現在価値」を、「中段の数値は、契約利率にもとづく利息の現在価値」を、「下段の数値は市場利率にもとづく利息と契約利率にもとづく利息の差額の現在価値」を表すと述べる（醍醐，2004年，p.161）。

つぎに、その表内の数値である、市場利率5%で発行した場合の発行時点の元利のキャッシュフローの現在価値10,000万円と、契約利率4.5%で発行した場合の発行時点の元利のキャッシュフローの現在価値9,864万円とを取り上げて、「この社債の応募者の実質利回りを市場利率と等しくするためには発行価格を136万円だけ割り引くことが必要になる」と述べる（醍醐，2004年，p.160）。つまり、券面額10,000万円から136万円差し引いた現在価値の額9,864万円で社債を発行しなければならないということである。ちなみに、この差額136万円が社債発行差金である。

ついで、その表内の数値である、契約利率4.5%で発行した場合の各年度末それぞれの元利のカッシュフローの現在価値と、各年度末それぞれの社債発行差金とに注目して、1年間のキャッシュフローの現在価値の増加額と、その1年間の社債発行差金の減少額とは一致することを述べる（醍醐，2004年，p.160）。つまり、キャッシュフローの現在価値の、発行時から1年後の増加額は、 $9,907.1 - 9,864.0 = 43.1$ で、2年末の、3年末の増加額はそれぞれ、45.3, 47.6である。また、社債発行差金の、発行時から1年後の減少額は、 $92.9 - 136.0 = \Delta 43.1$ で、2年末の、3年末の減少額はそれぞれ、 $\Delta 45.3$, $\Delta 47.6$ である。

そして、つぎのような見解を示す。

「社債発行差金は社債の発行期間中に生じる契約利率と市場利率の金利差を市場利率で発行時点の現在価値に割り引いた金利調整項目に相当すると考えられる。また、逆の言い方をすると、社債発行差金を償却するという会計上の操作は、社債の現在価値を満期にむけて償還額（＝券面額）まで割り増していく操作に他ならないということになる。

図表1 市場利率5%で発行した場合の元利のカッシュフローの現在価値と、応募条件の利率4.5%で発行した場合の元利のカッシュフローの現在価値

	発行時		第1期末		第2期末		第3期末
第1期の利息の現在価値	476.2	←	500				
	<u>428.6</u>	←	<u>450</u>				
	47.6	←	50				
		$\times \frac{1}{1+0.05}$					
第2期の利息の現在価値	453.5	←	476.2	←	500		
	<u>408.2</u>	←	<u>428.6</u>	←	<u>450</u>		
	45.3	←	47.6	←	50		
		$\times \frac{1}{1+0.05}$		$\times \frac{1}{1+0.05}$			
第3期の利息の現在価値	431.9	←	453.5	←	476.2	←	500
	<u>388.8</u>	←	<u>408.2</u>	←	<u>428.6</u>	←	<u>450</u>
	43.1	←	45.3	←	47.6	←	50
		$\times \frac{1}{1+0.05}$		$\times \frac{1}{1+0.05}$		$\times \frac{1}{1+0.05}$	
元金の現在価値	8,638.4	←	9,070.3	←	9,523.8	←	10,000
		$\times \frac{1}{1+0.05}$		$\times \frac{1}{1+0.05}$		$\times \frac{1}{1+0.05}$	
元利合計の現在価値	<u>10,000</u>		<u>10,000</u>		<u>10,000</u>		<u>10,000</u>
	<u>9,864.0</u>	→	<u>9,907.1</u>	→	<u>9,952.4</u>	→	<u>10,000</u>
社債発行差金	<u>136.0</u>	→	<u>92.9</u>	→	<u>47.6</u>	→	<u>0</u>

(出所) 醍醐 聡『会計学講義』[第3版] 東京大学出版, 2004年, p.161

この意味で社債発行差金は、慣行的に券面額で表示される社債を現在価値に引き直すための評価勘定であると理解する方が、前払費用と理解するよりも、的確であると考えられる」（醍醐，2004年，pp.160-161）と。

Ⅲ キャッシュフロー見積法による貸倒引当金

評価勘定として代表的なものは、キャッシュフロー見積法による貸倒引当金だともわれる。その考え方は、前出の醍醐教授の社債発行差金の設例と同様ともわれる。そこで、前出の醍醐教授の設例の諸条件を流用した事例を作成して、同様であることを確認してみようとおもう。

設例

甲社は19×0年4月1日に年利率5%で毎期末後払いと、償還期限4年で期限終了後一括返済という条件で乙社に10,000万円を貸し付けた。しかし、乙社は、1年後の19×1年3月31日に5%分の利息を支払ったのちに、甲社に条件緩和の申し出をおこなった。それを受けて、甲社は利率5%から4.5%に引き下げることに合意した。この場合、貸付金の理論上の価額は総額でいくらになるか。また各年度末決算時の貸倒引当金の理論上の戻入額はいくらになるか。

本来、契約利率5%で発行する場合の元利のキャッシュフローの現在価値と、条件緩和後の利率4.5%で発行する場合の元利のキャッシュフローの現在価値との比較表を作成した方がよいのであるが、前出の社債発行差金の説明で示された醍醐教授の図表と、用語はことなるが、同様となるのでここでは省略する。前出の図表1を流用して、社債発行差金と評価勘定という点で同質ともわれる貸倒引当金を確認してみる。

第一に、前出では、市場利率5%で発行した場合の発行時点の元利のキャッシュフローの現在価値10,000万円と、応募条件の利率（以下、契約利率という）4.5%で発行した場合の発行時点の元利のキャッシュフローの現在価値9,864万円とを取り上げて、「この社債の応募者の実質利回りを市場利率と等しくするためには発行価格を136万円だけ割り引くが必要になる」ということであった（醍醐，2004年，p.160）。つまり、額面額10,000万円から136万円差し引いた現在価値の額9,864万円で社債を発行しなければならないということであった。ちなみに、この差額136万円が社債発行差金であった。

これについては同様なことがいえる。契約利率5%で発行する場合の発行時点の元利のキャッシュフローの現在価値10,000万円と、条件緩和後の利率4.5%で発行する場合の発行時点の元利のキャッシュフローの現在価値9,864万円との差は、この貸付金の条件緩和後の利回りを旧契約

利率と等しくするためには発行価額を、136万円だけ割り引くが必要になる。つまり、券面額10,000万円から136万円差し引いた現在価値の額9,864万円で貸付しなければならないということである。

ただし、社債とは異なり、貸付の際にすでに、現在価値の額という理論的な貸付額9,864万円よりは136万円分多い券面額10,000万円で現金を支出してしまっているという事実が存在している。ゆえに、社債と同次に考えるためには、136万円分の損失処理を行わなければならないといえる。仕訳で示せば、①(借)貸付金9,864/(貸)現金9,864、②(借)損失136/(貸)現金136、③(借)貸付金136/(貸)評価勘定136、となる^①。①は、現在価値で決定された理論的な貸付額をもとにした仕訳である。②は、本来は貸付金として支出すべきではなかった支出超過分を損失として計上する仕訳である。③は、券面額を表示するための調整仕訳である。

②の仕訳を行ったあとで、①と③の仕訳をみれば、社債と同様な処理となり、同様な解釈ができるようになる。ちなみに、社債の仕訳は、現在価値で決定された理論的な借入額をもとにした取引仕訳(借)現金9,864/(貸)社債9,864と、券面額を表示するための調整仕訳(借)社債発行差金136/社債136との2本の仕訳である。これらは、現金の収入・支出が逆であるが、考え方は同じで、先の例では①と③に対応する。

ところで、貸付金の現実の処理は、①、②、③を合算した処理なされるため、社債と同様な処理には見えないかもしれない。3本の仕訳のうち、損失136を貸倒引当金繰入136と、評価勘定を貸倒引当金136と読み替えて合算すると、3本の仕訳が、(借)貸付金10,000/(貸)現金10,000と、(借)貸倒引当金繰入136/(貸)貸倒引当金136、という2本の仕訳になる。そのためである。しかし再度確認であるが、①、②、③の3本の仕訳を考え、②ののち、①と③をしたとすれば、社債と同様である。

第二に、前出では、契約利率4.5%で発行した場合の各年度末それぞれの元利のキャッシュフローの現在価値と、各年度末それぞれの社債発行差金とに注目して、1年間のキャッシュフローの現在価値の増加額と、その1年間の社債発行差金の減少額とは一致するということがあった。

ここでも、契約利率4.5%で発行する場合の各年度末それぞれの元利のキャッシュフローの現在価値と、各年度末それぞれの貸倒引当金とに注目すると、1年間のキャッシュフローの現在価値の増加額と、その1年間の貸倒引当金の減少額とは一致することが確認できる。

第三に、前出では、つぎのような見解が示されていた。

「社債発行差金は社債の発行期間中に生じる契約利率と市場利率の金利差を市場利率で発行時点の現在価値に割り引いた金利調整項目に相当すると考えられる。また、逆の言い方をすると、社債発行差金を償却するという会計上の操作は、社債の現在価値を満期にむけて償還額(=券面額)まで割り増していく操作に他ならないということになる。

この意味で社債発行差金は、慣行的に券面額で表示される社債を現在価値に引き直すための評価勘定であると理解する方が、前払費用と理解するよりも、的確であると考えられる」(醍醐, 2004年, pp.160-161)と。

前述したように、136万円分の損失処理が行われたあとであるならば、貸倒引当金は貸付金の貸付期間中に生じる条件緩和後の利子率と旧契約利子率の金利差を旧契約利子率で評価時点の現在価値に割り引いた金利調整項目に相当すると考えられる。また、逆の言い方をすると、貸倒引当金を戻し入れるという会計上の操作は、貸付金の現在価値を満期にむけて求償額(=券面額)まで割り増していく操作にほかならないということになる。

ちなみに余談ではあるが、求償額(=券面額)まで割り増していく、という点は、当然といえる。なぜならば、現在価値を求める前提として、貸付期間終了に、貸付金自体の回収として10,000万円を設定しているからである。

IV 評価勘定の必要性の検討

1 社債発行差金という評価勘定を使用しない場合

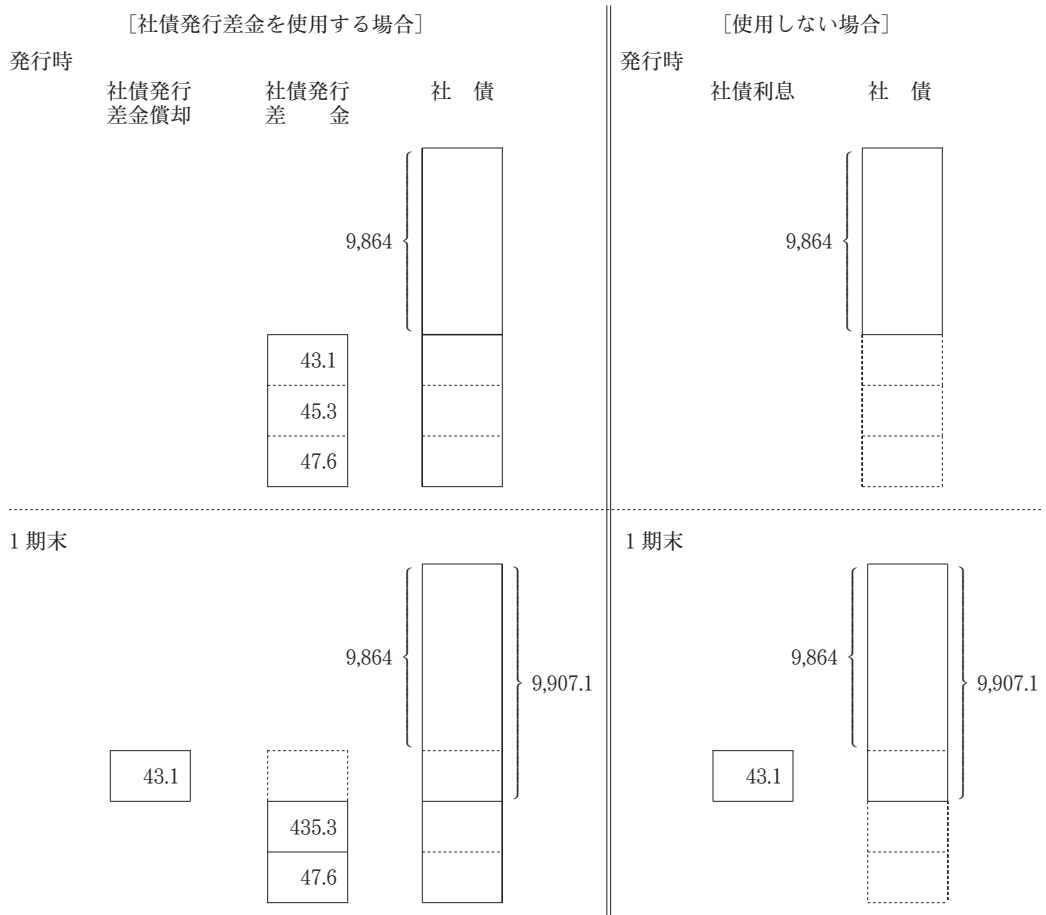
社債に関しては、現在の制度上、社債発行差金という勘定を使用しないことになっている。社債は、発行時の発行価額つまり、現金受入額で計上されることになっている。ここでの現金受入額は、社債発行にあたって現在価値が計算されて決められた額なので、当然に現在価値の額である。そこから、発行価格は現在価値の額に一致するといえる。

図表2 社債発行差金を使用する場合と使用しない場合の仕訳対比表

	社債発行差金を使用する場合 ⁽²⁾				社債発行差金を使用しない場合			
	借方		貸方		借方		貸方	
発行時	現金	9,864	社債	9,864	現金	9,864	社債	9,864
	社債発行差金	136	社債	136				
1 期末	社債利息	450	現金	450	社債利息	450	現金	450
	社債発行差金償却	43.1	社債発行差金	43.1	社債利息	43.1	社債	43.1
2 期末	社債利息	450	現金	450	社債利息	450	現金	450
	社債発行差金償却	45.3	社債発行差金	45.3	社債利息	45.3	社債	45.3
3 期末	社債利息	450	現金	450	社債利息	450	現金	450
	社債発行差金償却	47.6	社債発行差金	47.6	社債利息	47.6	社債	47.6
	社債	10,000	現金	10,000	社債	10,000	現金	10,000

(出所) 筆者作成

図表3 社債発行差金を使用する場合と使用しない場合の発行時から1期末のイメージ対比図



社債発行差金という評価勘定を使用しない場合は、発行価格つまり現在価値の額から券面額まで社債を利払日ごとに増額させていくという処理をする。前出の醍醐教授の設例にもとづいた仕訳を、社債発行差金を使用する場合と使用しない場合の双方を対比して見てみようとおもう（図表2参照）。

双方の相違はただ、発行価額つまり現在価値の額を券面額にする時点はいつかということである。社債発行差金勘定を使用する場合は発行時点であり、社債発行差金勘定を使用しない場合は償還期限の最後の時点ということである。

双方とも同じことをしているのであるが、理解しやすさは、社債発行差金を使用しない場合の方であろう（図表3）。

2 貸倒引当金という評価勘定を使用しない場合

貸付金に関しては、利息の条件緩和に応じた時には、その棄損分は貸倒引当金という評価勘定で表わすことになっている。

貸付金は、発行時の発行価格（以下、券面額とする）つまり、現金支出額で計上されている。現金支出という客観的に測定できる事実があるため、認識、測定可能な別の客観的な事実が発生しない限り、この額を直接変更させることはできない。そのため評価勘定という形式がとられていると考えられる。

しかし、ここではあえて、券面額が現在価値の額まで棄損したと認識して損失処理をしてしまった場合、つまり、貸倒引当金という評価勘定を使用しない場合を考える。券面額が現在価値の額まで棄損したと認識して損失処理をしてしまったということによって、貸倒引当金という評価勘定を使用する必要がないということにした場合は、現在価値の額から券面額まで貸付金を利払日ごとに増額させていくという処理をする。前出の醍醐教授のものを参考にして作成した設例にもとづいた仕訳を見てみようとおもう（図表4参照）。

図表4 貸倒引当金を使用する場合と使用しない場合の仕訳対比表

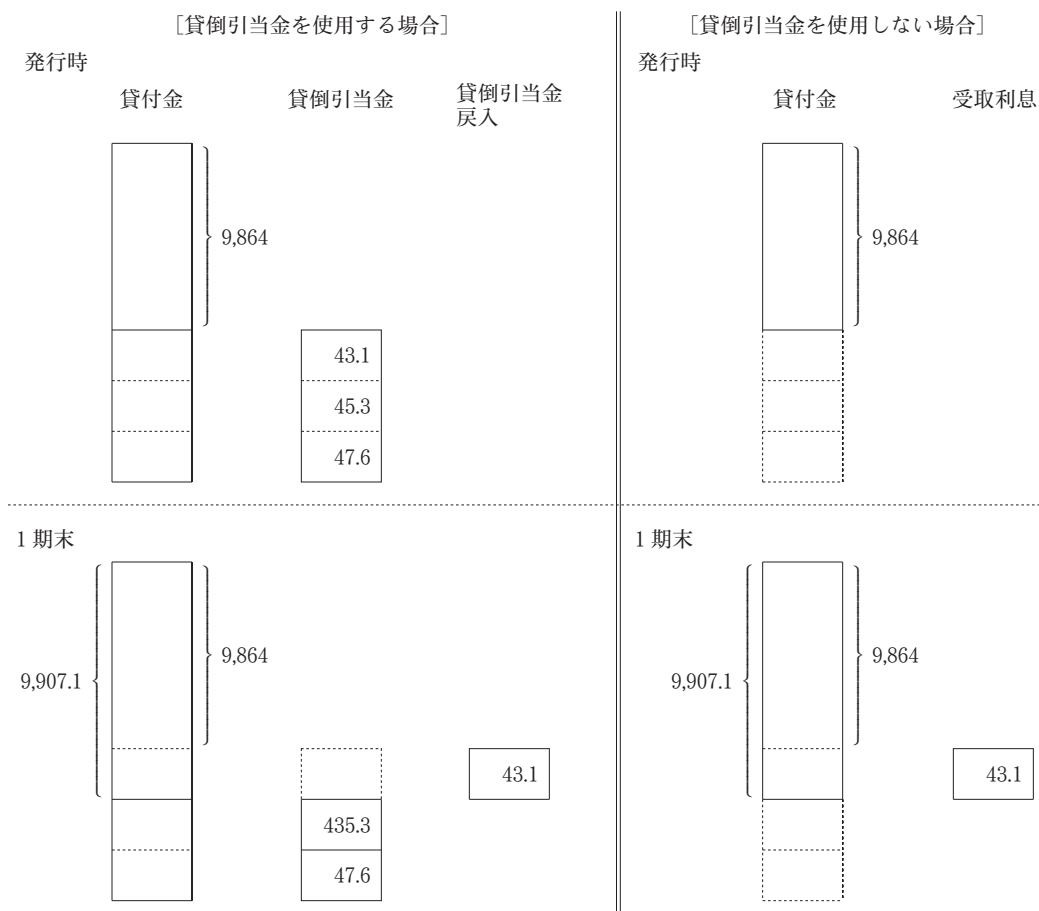
	貸倒引当金を使用する場合 ⁽³⁾				貸倒引当金を使用しない場合			
	借方		貸方		借方		貸方	
発行時	貸付金	9,864	現金	9,864	貸付金	9,864	現金	9,864
	損失	136	現金	136	損失	136	現金	136
	貸付金	136	貸倒引当金	136				
1期末	現金	450	受取利息	450	現金	450	受取利息	450
	貸倒引当金	43.1	貸倒引当金戻入	43.1	貸付金	43.1	受取利息	43.1
2期末	現金	450	受取利息	450	現金	450	受取利息	450
	貸倒引当金	45.3	貸倒引当金戻入	45.3	貸付金	45.3	受取利息	45.3
3期末	現金	450	受取利息	450	現金	450	受取利息	450
	貸倒引当金	47.6	貸倒引当金戻入	47.6	貸付金	47.6	受取利息	47.6
	現金	10,000	貸付金	10,000	現金	10,000	貸付金	10,000

(出所) 筆者作成

双方の相違はただ、減損処理をしてしまった後の結果である現在価値の額を券面額にする時点はいつかということである。貸倒引当金勘定を使用する場合は発行時点であり、貸倒引当金勘定を使用しない場合は貸付期間の最後の時点ということである。

双方とも同じことをしているのであるが、理解しやすさは、貸倒引当金勘定を使用しない場合

図表5 貸倒引当金を使用する場合と使用しない場合の発行時から1期末のイメージ対比図



(出所) 筆者作成

の方であろう (図表 5)。

V 社債発行費の償却

社債に関しては、以前には評価勘定として社債発行差金を使用していたが現在の制度上は、使用できない。使用しない方がわかりやすいので、現在の制度の方がよいと述べた。また、貸付金は、制度上、キャッシュフローの現在価値で見積もった場合は、評価勘定として貸倒引当金を使用している。しかし、これはわかりにくいので、使用しない方がよいと述べた。

評価勘定を使用しないということはどういうことかといえば、発行時に、収入、支出の事実に関係なく、計算上の現在価値の額に決定して、期間終了時に券面額にするということである。つまり、現在価値の額から券面額へ、評価勘定を使用するのではなく直接調整していくというこ

とである。

社債の方は、社債発行時は、現在価値の額で現金を受け入れているので、社債発行差金という評価勘定をあえて使用しない方がよいということであった。貸付金の方は、貸付取引時は、券面額で現金を支出しているため、貸倒引当金という評価勘定を使用しないで、直接にこの時点で現在価値の額にするために支出超過分は損失処理をしてしまう方がよいということであった。

評価勘定を使用しない方がよいという結論ではあるのだが、社債発行費という繰延資産の処理を考えると、そうとばかりはいえなくなる。

企業会計審議委員会の「実務対応報告第19号(改正)」3(2)では、社債発行費を繰延資産として計上した場合にはその償却は原則として利息法によることを要請している(中央経済社編, 2001年, p.581)⁽⁴⁾。利息法というのは、前述の社債発行差金の処理の考え方である。計算思想上は、社債発行費は評価勘定の性質をもつようにおもわれる。

再度、醍醐教授の設例をもとに、社債発行費の事例を作成してみようとおもう。

1 社債発行費 1

設例

A社は19×1年4月1日に年利率4.5%、償還期間3年の条件で券面額10,000万円の社債を発行した。社債発行費は136万円で現金で支払った。このときの実効利率は5%であった。各年度末決算時の社債発行費の要償却額はいくらになるか。

なお、毎期の利払いは決算日になされるものとする。

社債発行費の償却額はつきのように計算される。

まず、実効利率の利息を計算する。そして、契約利率の利息を計算する。その差額が社債発行費の償却額となる。具体的に1期末の計算はつぎのとおりである。

社債発行時に、10,000万円の現金収入があって、そこから社債発行費として136万円の現金支出がある。現金の純流入額は9,864万円となる。この金額は社債の発行にあたって現在価値が計算されて決められた額であるため、当然に現在価値の額である。この現在価値の額9,864万円に実効税率5%が乗せられて利息が493.2万円と計算される。額面額に契約利率4.5%が乗せられて社債購入者に支払う分の利息が450万円と計算される。その差額が43.2万円と計算される。これが1期末の社債発行費の償却額となる。

2期末の計算はつぎのようになる。

計算上の1期末の現在価値は9,907.2万円である。また、社債発行費が評価勘定と同様な性質をもつと仮定すれば、社債発行費が43.2万円減少したこと、つまり意味としては社債が増加したことで、社債の1期末の帳簿価額は、発行時の現在価値の額9,864万円に43.2万円が加わって

9,907.2万円となり、1期末の現在価値と一致している。ともあれ、1期末の現在価値の額9,907.2万円に実効税率5%が乗せられて利息が495.4万円と計算される。

額面額に契約利率4.5%が乗せられて社債購入者に支払う分の利息が450万円と計算される。その差額が45.4万円と計算される。これが2期末の社債発行費の償却額となる。仕訳を見てみようとおもう（図表6参照）。

図表6 社債発行費がある場合の仕訳1

	借方		貸方	
発行時	現金	9,864	社債	9,864
	社債発行費	136	社債	136
1期末	社債利息	450	現金	450
	社債発行費償却	43.1	社債発行費	43.1
2期末	社債利息	450	現金	450
	社債発行費償却	45.3	社債発行費	45.3
3期末	社債利息	450	現金	450
	社債発行費償却	47.6	社債発行費	47.6
	社債	10,000	現金	10,000

（出所）筆者作成

仕訳をみると、社債発行差金の場合と同様である。ある意味、社債発行費も評価勘定といえる。であるならば、これも社債発行差金と同様に、計上しないという選択はとれないであろうか。社債発行費は、支払対象が社債取得者ではなく、社債券を印刷したりする業者への支払いなので、計上しないわけにはいかないであろう。というわけで、社債発行差金と同様な仕訳をしなければならないのである。

またさらに、上記の条件をすこし変えると、やっかいな問題が出てくる。設例を作成し見てみることにする。

2 社債発行費2

設例

A社は19×1年4月1日に年利率4.5%、償還期間3年の条件で券面額10,000万円の社債を発行した。社債発行費は100万円で現金で支払った。このときの実効利率は5%であった。各年度末決算時の社債発行費の要償却額はいくらになるか。

なお、毎期の利払いは決算日になされるものとする。

社債発行費の償却額はつきのように計算される。

まず、実効利率の利息を計算する。そして、契約利率の利息を計算する。その差額をある按分基準を使用して、社債利息と社債発行費償却とに分ける。具体的に1期末の計算はつきのとおりである。

社債発行時に、9,964万円の現金収入があって、そこから社債発行費として100万円の現金支出がある。現金の純流入額は9,864万円となる。この金額は、社債の発行にあたって現在価値が計算されて決められた額であるので、当然に現在価値の額である。この現在価値の額9,864万円

に実効税率 5%が乗せられて利息が 493.2 万円と計算される。券面額に契約利率 4.5%が乗せられて社債購入者に支払う分の利息が 450 万円と計算される。その差額が 43.2 万円と計算される。

この差額 43.2 万円はさらに社債自体を増加させる社債利息と、社債発行費を減少させる社債発行費償却とに按分される。按分の基準は、額面 10,000 万円と現在価値の額 9,864 万円との差額 136 万円の内訳によってである。136 万円の内訳は、100 万円は社債発行費であるので、あとの 36 万円は社債割引発行分である。これを使って按分すると、社債発行費償却は、 $43.2 \text{ 万円} \times (100 \text{ 万円} / 136 \text{ 万円}) = 31.8 \text{ 万円}$ となり、社債利息は、 $43.2 \text{ 万円} \times (36 \text{ 万円} / 136 \text{ 万円}) = 11.4 \text{ 万円}$ となる。

2 期末の計算はつぎのようになる。

計算上の 1 期末の現在価値は 9,907.2 万円である。また、社債発行費が評価勘定と同様な性質をもつと仮定すれば、社債発行費が 11.4 円減少したこと、つまり意味としては社債が増加したこと、および社債利息で直接に 31.8 万円増加したことで、社債の 1 期末の帳簿価額は、発行時の現在価値の額 9,864 万円に 11.4 万円と 31.8 万円とが加わって 9,907.2 万円となり、1 期末の現在価値と一致している。ともあれ、1 期末の現在価値の額 9,910.2 万円に実効税率 5%が乗せられて利息が 495.4 万円と計算される。

券面額に契約利率 4.5%が乗せられて社債購入者に支払う分の利息が 450 万円と計算される。その差額が 45.4 万円と計算される。按分基準については後述することにして、そのまま計算を続ける^⑤。社債発行費償却は、 $45.4 \text{ 万円} \times (100 \text{ 万円} / 136 \text{ 万円}) = 33.4 \text{ 万円}$ となり、社債利息は、

$45.4 \text{ 万円} \times (36 \text{ 万円} / 136 \text{ 万円}) = 12.0 \text{ 万円}$ となる。

これが 2 期末の社債発行費の償却額となる。仕訳を見てもみようとおもう（図表 7 参照）。

ここで決定的にやっかいな問題は、社債発行差金という評価勘定を使用しない場合と社債発行費という評価勘定を使用する場合とが混在しているということである（図表 8 参照左側）。

わかりやすいという点では、前述したように、評価勘定を使用しないで直接調整をする方がよいとおもわれる。これも前述したが、社債発行費勘定を計上しな

図表 7 社債発行費がある場合の仕訳 2

	借方		貸方	
発行時	現金	9,864	社債	9,864
	社債発行費	100	社債	100
1 期末	社債利息	450	現金	450
	社債発行費償却	31.8	社債発行費	31.8
	社債利息	11.4	社債	11.4
2 期末	社債利息	450	現金	450
	社債発行費償却	33.4	社債発行費	33.4
	社債利息	12.0	社債	12.0
3 期末	社債利息	450	現金	450
	社債発行費償却	35.0	社債発行費	35.0
	社債利息	12.6	社債	12.6
	社債	10,000	現金	10,000

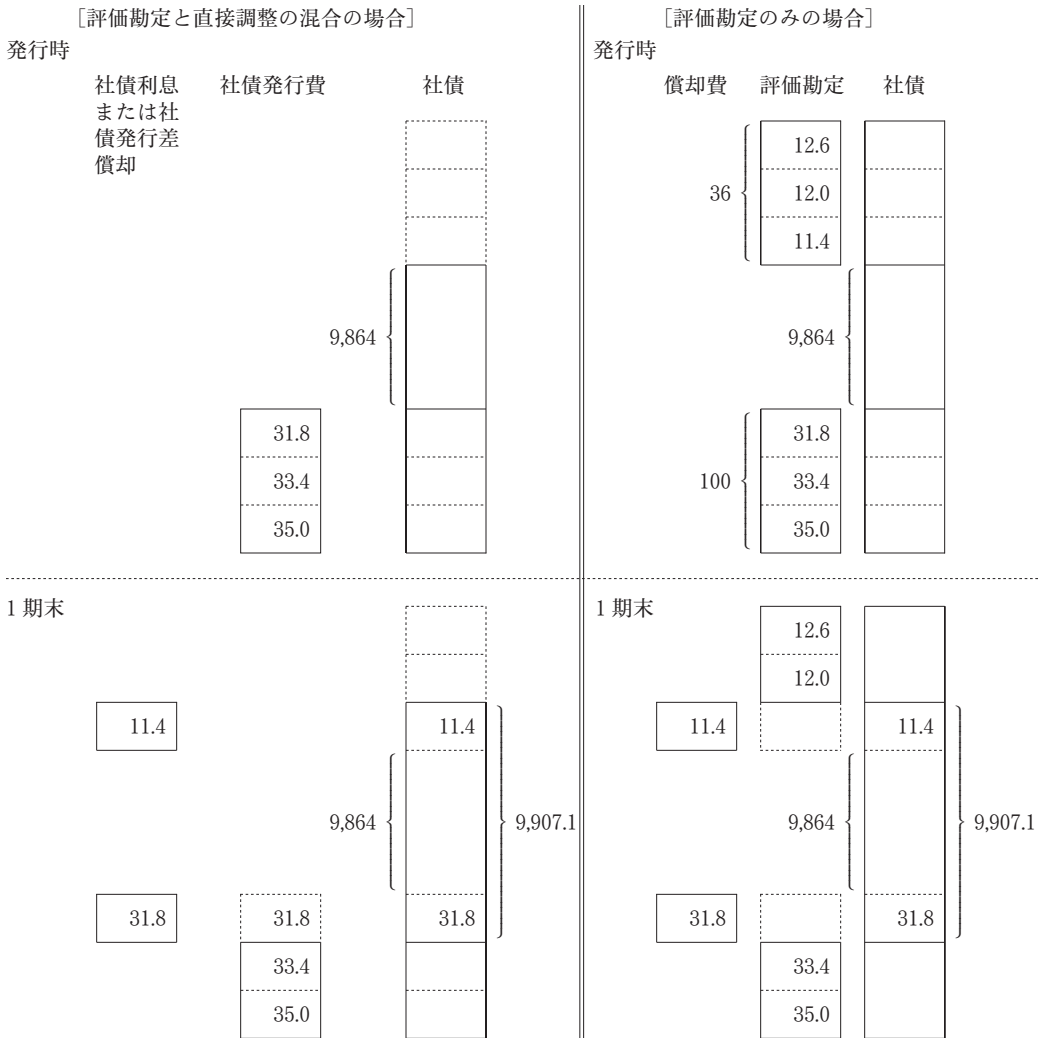
(出所) 筆者作成

いということではできないので、直接調整を選択することはできない。処理を統一した方が分かりやすいという観点が許されるならば、取得原価というか支出原価という原則は崩れてしまうが、社債発行差金という評価勘定があった方がよいということになる。

しかしここでは、これ以上に、評価勘定があった方がよいとおもわれることがある。それは、社債発行費との按分計算の意味がわかりやすくなるのではないかということである。発行時の仕訳をしてみると、借方が、現金 9,864 万円、社債発行費 100 万円、社債発行差金 36 万円で、貸方が、社債 9,864 万円、社債 100 万円、社債 36 万円である。1 年後の計算はつぎのようにできる。

この発行時の現在価値の額 9,864 万円に実行利率 5% をかけて利息が 493.2 万円と計算され

図表 8 社債発行費の発行時から 1 期末のイメージ図



(出所) 筆者作成

る。券面額に契約利率 4.5%が乗せられて社債購入者に支払う分の利息が 450 万円と計算される。その差額が 43.2 万円と計算される。

この差額 43.2 万円が、発行時に計上されてあきらかになっている社債発行費 100 万円と社債発行差金 36 万円とを基準にして按分される。この、計上されてあきらかになっているということがわかりやすいということである（図表 8 右側参照）。

一応、2 年末の按分基準となる 1 期末の各勘定の未償却残高を見ておく。1 年末の社債発行費の未償却残高は、発行時の残高 100 万円 -43.2 万円 \times (100 万円 \div 136 万円)と計算される。100 万円で括ると、100 万円 \times {1 -43.2 万円 \times (1 \div 136 万円)}となる。他方、1 年末の社債発行差金の未償却残高は、発行時の残高 36 万円 -43.2 万円 \times (36 万円 \div 136 万円)と計算される。36 万円で括ると、36 万円 \times {1 -43.2 万円 \times (1 \div 136 万円)}となる。双方 1 年末の未償却残高比率は、{1 -43.2 万円 \times (1 \div 136 万円)}が共通であるので、100 対 36 となる。発行時の比率と同じになる⁶⁾。つまり、評価勘定として計上されてあきらかになっていることがこの按分計算を分かりやすくしていると考えられる。

また、キャッシュフロー見積法による貸倒引当金との処理という点での共通性も確保されるため、評価勘定はあった方がよいのではないかと考える。

VI むすびにかえて

本小論では、評価勘定、なかでも、キャッシュフローを割引率で割り引いて算定される現在価値の額と、キャッシュフローを発生させる元本の額面額との差を表すものについて考えた。具体的には、社債に対しての社債発行差金と、金銭債権に対してのキャッシュフロー見積法による貸倒引当金である。社債発行差金は現在制度上使用されていないが、醍醐 聡教授の、キャッシュフローの観点からの考察が評価勘定の本質をあきらかにしているとおもわれたので、あえて紹介することにした。

これをもとに、貸倒引当金を考察した。金利の条件緩和を受諾することで棄損する金銭債権に貸倒引当金を設定するのであるが、その考察はあとにまわし、まず、本小論では、棄損した時点で損失処理をしてしまって、金銭債権を現在価値の額まで直接減額させて、そこから貸付期間終了時点で券面額となるように調整していくという方法をとれば、キャッシュの収支は逆であるが、評価勘定つまり社債発行差金勘定を使用しない現行の社債の処理とまったく同じであると述べた。

そのことを踏まえた上で、金銭債権は取得原価ここでは券面額で表示されていなければならないと考えるならば、金銭債権を損失処理で直接減額させたその分を再度金銭債権に補充しなければならないが、そのときに評価勘定としての貸倒引当金が必要になると述べた。この場合の貸倒

引当金は、社債発行差金と同様な役割となり、社債発行差金勘定が存在していた以前の社債の処理と全く同じであるとした。

本小論では間接的というわかりにくさの点から、一旦、評価勘定を使用しない方がよいと結論づけた。しかし、社債発行費という繰延資産の処理というものを考えると、評価勘定を使用した方がよいと結論づけた。

今後もキャッシュフローの現在価値という観点から考察を続ける必要がある。

現在価値を使用する資産除去債務とそれに対応する資産についても、社債発行費と同質なような気がするのを見てみたかったが、紙面の関係で、言及できなかった。次回の課題としたい。

《注》

- (1) 設例では、発行時ではなく、1年後の評価である。当然に、貸付金の減少であって現金の減少ではない。しかし、説明上あえて現金の減少とした。
- (2) 発行時、貸方の社債は合計10,000で示さねばならないが、現在価値の額と同額の部分と調整額の部分という意味で分解している。以降の仕訳例でもそのように表示している。
- (3) 「貸倒引当金を使用する場合」の「発行時」の仕訳は、上記の注(1)を参照されたい。
- (4) 利息法を採用した社債発行費の償却の計算例があまり見当たらない。桜井久勝教授による紹介が参考になる(桜井、2017年、p.212)。
- (5) 按分基準については下記の注(6)を参照されたい。
- (6) 前期末の双方の未償却残高を按分基準にして、前期末の「実質上」の社債額つまり現在価値の額に実効税率を乗じて算出された額から契約上の利息を差し引いた額、これを按分することが、本来である。しかし、双方の未償却残高は小数点以下の処理がなされた後の結果であるので、やや不正確な額といえる。先にみたように、比率は発行時と同じなので発行時の残高比率100対36で按分した方がよいといえる。そのため、評価勘定としての社債発行差金がない場合の方の按分基準を、100対36としている。

引用文献

- 企業会計基準委員会、「実務対応報告第19号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』(改正)」2010年(中央経済社編『企業会計小六法』(2011年版)中央経済社、2011年、pp.579-585。)所収
 桜井久勝『財務務会計講義』(第18版)中央経済社、2017年
 醍醐 聡『会计学講義』(第3版)東京大学出版会、2004年

(提出日 2017年9月30日)